

入院基本料に係る届出内容の概要 (看護要員の対患者割合・看護要員の構成)

療養病棟(東2 病棟)においては「療養病棟入院基本料1」を届出をしており、看護職員配置は、以下のとおりです。

東2 病棟

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3～4人以内です。
- ・夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕方については午後6時以降)適温で提供しています。

入院基本料に係る届出内容の概要 (看護要員の対患者割合・看護要員の構成)

療養病棟(南 病棟)においては「療養病棟入院基本料1」を届出をしており、看護職員配置は、以下のとおりです。

南 病棟

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3～4人以内です。
- ・夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕方については午後6時以降)適温で提供しています。

入院基本料に係る届出内容の概要 (看護要員の対患者割合・看護要員の構成)

療養病棟(西 病棟)においては「療養病棟入院基本料1」を届出をしており、看護職員配置は、以下のとおりです。

西 病棟

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5～6人以内です。
- ・夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕方については午後6時以降)適温で提供しています。